

日雇派遣の原則禁止の例外に関する確認 (短期案件へのエントリー条件)

私は、以下のいずれかの要件に該当することを自ら確認の上、申告するとともに、確認書類の提出にかえて、申告事実に相違がないことを誓約いたします。

1. 私は学生であり、次の①～⑤のいずれにも該当しません。
 - ①学生を卒業予定であって、現在は就業中にあり卒業後も引き続き同じ会社(事業所)で雇用される予定である。
 - ②休学中である。
 - ③夜間その他特定の時間・時期に学習を行う定時制の課程又は通信制の課程に在学している。
 - ④所属している会社の業務命令により、会社と雇用関係を継続したまま大学院に在学している。
 - ⑤一定の出席日数を課程修了の要件としない学校に在籍しており、事業所内のほかの労働者と同様に勤務している、もしくは勤務し得ると認められている。
2. 前年の私の本業の年間収入は500万円以上ですが、副業として派遣就業することを希望します。
3. 私の収入を含めた世帯全体の前年の年間年収は500万円以上で、私はその世帯の主たる生計者ではありません。
4. 私の年齢は満60歳以上です。

申告事実に変更が生じた場合は、速やかに貴社に届け出いたします。
また、虚偽であった場合には、就業規則に則り処分を受けることについて異議は申しません。